『経営者保証免除特例制度』のご案内

「経営者保証に関するガイドライン」に対応する制度として、経営者の保証を不要とする融資を希望されるかたに対し、『経営者保証免除特例制度』をお取り扱いしております。

ご利用 いただける方

事業資金を利用する方であって、次のいずれの要件も満たす方(注)

- ① 税務申告を2期以上実施し、かつ、事業資金の融資取引が1年以上あり、直近の1年間、返済に遅延のないこと。
- ② 次のいずれも満たすこと。
 - (a) 最近2期の決算期において減価償却前売上高経常利益が連続して赤字でないこと。
 - (b) 直近の決算期において債務超過でないこと。
- ③ 法人から代表者への貸付金・仮払金等がないこと等。

審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。

保証•担保

- 特例の内容 ご融資にあたり、経営者の保証が免除されます。
- 担保の提供の有無は、申し込みの際に選択いただけます。

融資利率

特例の内容 保証免除した貸付は、適用する融資制度の利率に <u>0.2%が上乗せ</u>されます。

その他の 貸付条件等

上記以外の貸付条件は、適用する融資制度で定められています。

- (注)十分な物的担保のご提供がある場合は上記①および②の要件を、また、事業承継・集約・活性化支援資金および新事業活動促進資金(第二創業関連(事業承継))を適用する場合は上記①から③までの要件を満たさなくてもご利用いただけます。
- ※ 上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫国民生活事業の支店窓口にお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル (行こうよ: 公庫) 00.0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

